

2021年6月14日

経営関連学会協議会学術雑誌規程

経営関連学会協議会理事会

第1条（総則）

この規程は経営関連学会協議会（以下、協議会）が発行する学術雑誌（以下、本誌）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称・発行回数・言語）

本誌は **Journal of Japanese Management** と称する。

2. 本誌は年2回 Web 上で発行する。
3. 本誌に掲載される論文は、英語で執筆されたものとする。
4. 本誌に掲載される論文は、英語を母国語とする者ないしそれと同等の能力を持つ者によってあらかじめ校閲されなければならない。

第3条（管理運営）

本誌の企画、編集及び発行など管理運営全般については経営関連学会協議会の編集委員会の所掌とする。編集委員会の構成と運営については別途定める。

第4条（投稿論文）

本誌に投稿できるのは、経営関連学会協議会の構成学会の正会員およびそれに準ずる会員が執筆した未発表の論文に限る。

2. 本誌への投稿論文は、掲載に適するかどうかについて適切な審査を受けなければならない。投稿論文の審査に関しては別に定める。
3. 前項の規定にかかわらず、経営関連学会協議会が主催ないし後援する国内で開催する国際会議において正当な査読を受けて発表された論文で、当該国際会議の主催者に推薦された場合にはその投稿を許可する。

第5条（掲載料）

本誌に掲載する論文の著者は、自己の論文の掲載にあたり経営関連学会協議会に掲載料を支払わなければならない。掲載料は当面の間、論文1件あたり1万円とする。編集委員会は、掲載料が支払われるまでは論文の掲載を差し止めることができる。

第6条（著作権）

本誌に掲載された論文の著作権は同誌発行者に属する。発行にあたり論文の著者は著作権を放棄する文書を同誌発行者に提出しなければならない。

第7条（罰則）

掲載済の論文について、不正行為（自己剽窃や多重投稿を含む）が判明した場合、編集委員会はその論文の掲載を取り消すことができる。その場合でも掲載料は返却しない。また、その場合、編集委員会は、審査や掲載までに要した費用を投稿者に負担させる場合がある。また、投稿者には以降の投稿を認めない。

第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、経営関連学会協議会理事会の承認を要するものとする。